

定 款

(商号) 株式会社 エフアンドエム

2024年6月26日改正

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社エフアンドエムと称し、英文では F&M CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業
2. コンピューターソフトウェアの開発および販売業
3. 経営および営業コンサルティング業
4. 法人および個人事業主の帳簿の記帳代行業
5. 人材育成のための教育事業並びにカウンセリング
6. 通信販売業
7. 一般労働者派遣事業
8. 有料職業紹介業
9. 情報処理システム・インターネットシステムに関する企画、設計、開発、運用、保守、販売、管理、コンサルティングおよび開発請負業
10. 再就職支援のためのコンサルタント業務
11. 事務用品の販売
12. 広告代理業および広告宣伝業
13. 旅行業者代理業
14. 出版物の製作および販売
15. 不動産の賃貸および管理
16. 集金代行業務
17. 総合リース業およびその代行業務
18. ファクタリング業務
19. 金融商品仲介業
20. 金融業
21. 債務保証業務
22. 金融商品取引法に基づく投資助言・代理業および投資運用業
23. 銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業、長期信用銀行代理業、その他金融機関のために預金または定期積金等の受け入れ、資金の貸付又は手形の割引、為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
24. パソコン教室の経営およびフランチャイズシステムによるパソコン教室の

経営指導

25. 法人および個人の資産運用に関するプランニング
26. 法人および個人を対象とする経営・経理に関する講習会、研修会の開催
27. 金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業
28. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
29. オフィス・コンビニエンスストアの経営およびその経営指導
30. ふるさと納税に関する企画、システム開発、コンサルティングおよび運営・管理のためのサービス提供等の業務
31. 地方公共団体の地域活性化事業に関する企画、システム開発、コンサルティング、情報収集および運営・管理のためのサービス提供等の業務
32. 上記に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府吹田市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,400,000株とする。

2. 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定する。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式および新株予約権に関する手続きおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する手続きは、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

- 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。
2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 当社の取締役は14名以内とする。
2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第19条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選出し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除できる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議をもって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当および基準日)

第32条 当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第33条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、第25期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。